役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会（以下「当法人」という。）の定款の規定に基づき、当法人の役員（第22条,第23条で定義される）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。

(3)常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。

(4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず､また、費用とは明確に区別されるものとする。

(5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費､旅費(宿泊費を含む｡)

等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（報酬等の額、支払い方法）

第３条 理事に対する報酬等の額は、定款第26条に述べる通り、社員総会において定める。

２　監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額を理事会の協議によって定め、社員総会にて承認を得る。

３　支払い方法は、設定した日時に指定された口座へ支払うこととする。

（賞与、退職慰労金等）

第４条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

（費用）

第５条 役員及び評議員が負担した費用については、これの請求があった日

から遅滞なく支払うものとする。金額は当法人の旅費規程に準じる。

（改定）

第７条 この規程の改定は、総会の決議により行うものとする。

（補則）

第８条 この規程の実施に関し必要な事項は､理事長が理事会の承認を得て､

別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和３年１２月２４日から施行する。

（令和３年１２月２４日理事会決議）